

この資料は、
経営状況等についての設問に回答され
る際の参考資料として
「令和7年障害福祉サービス等経営概況
調査 記入要領」(厚生労働省)の
P.20 以降を抜粋したものです。

調査票10～12ページ（問8 事業活動収益（収入））

○ 問8は、調査対象サービスが属する会計の区分の事業活動収益（収入）をお聞きする質問です。

- 調査対象サービスが属する会計の区分についての事業活動収益（収入）を記入してください。**したがって、同一の会計の区分に介護保険事業や医療事業等、障害福祉サービス等事業以外が含まれる場合は、これらも含めた金額を記入してください。**
- この欄は、原則として、法人が作成されている令和5・6年度の決算関係書類（例：事業活動収支計算書、損益計算書等）をベースに記入いただくことを想定しています。
- 事業活動収益（収入）の科目表記は、法人の使用している会計基準に関わらず共通のものとします。科目の内容については、個々の注記及び23ページの「科目の説明」を参照してください。
- 調査票の科目に合わせるのが難しい場合、複数科目の合算値を特定の科目に合計値としてくり記入するのではなく、個別にお問い合わせください。

科 目		令和5年度決算期数値										令和6年度決算期数値									
		金 額										金 額									
		億	百万	千	円	億	百万	千	円	億	百万	千	円	億	百万	千	円	億	百万	千	円
事業活動収益（収入）	1. 自立支援給付費等収益（収入） 計			5	2	5	4	9	8	0	0			5	3	7	2	8	0	0	0
	(1) 介護給付費収益（収入） 小計			1	7	6	5	3	0	0	0			1	8	8	5	3	0	0	0
	① 居宅介護																				
	② 重度訪問介護																				
	③ 同行援護																				
	④ 行動援護																				
	⑤ 重度障害者等包括支援																				
	⑥ 療養介護（経過療養介護を含む）																				
	⑦ 生活介護			1	7	6	5	3	0	0	0			1	8	8	5	3	0	0	0
	⑧ 経過的生活介護																				
	⑨ 短期入所																				
	⑩ 施設入所支援																				
	⑪ 経過の施設入所支援																				
	(2) 訓練等給付費収益（収入） 小計			3	3	2	2	9	0	0	0			3	3	1	8	8	0	0	0
	① 共同生活援助																				
	② 自立訓練（機能訓練）																				
	③ 自立訓練（生活訓練）																				
	④ 宿泊型自立訓練																				
	⑤ 就労移行支援																				
	⑥ 就労継続支援A型																				
	⑦ 就労継続支援B型			3	3	2	2	9	0	0	0			3	3	1	8	8	0	0	0
	⑧ 就労定着支援																				
	⑨ 自立生活援助																				
	(3) サービス利用計画作成費収益（収入） 小計			1	3	7	4	0	0	0				1	3	9	8	0	0	0	
	① 地域相談支援（地域移行支援）																				
	② 地域相談支援（地域定着支援）																				
	③ 計画相談支援			1	3	7	4	0	0	0				1	3	9	8	0	0	0	
	④ 障害児相談支援																				
	(4) 障害児施設等給付費収益（収入） 小計			2	8	9	3	8	0	0				2	8	9	3	8	0	0	
	① 福祉型障害児入所施設																				
	② 医療型障害児入所施設																				
	③ 児童発達支援			2	8	9	3	8	0	0				2	8	9	3	8	0	0	
	④ 医療型児童発達支援																				

・ 障害福祉サービス等の提供による介護給付費収益、訓練等給付費収益、サービス等利用計画作成費収益、障害児施設等給付費収益の金額を、サービス種類別に記入してください（複数サービスをまとめて計上はしないでください）。

・以下に該当する収益は、給付費・計画作成費の収益に合算計上しないでください。以下のいずれにも該当しない「やむを得ない事由による措置に係る収益」がある場合は、給付費・計画作成費の収益として計上してください。

利用者負担金（食費・光熱費・医療費・日用品費等を除く定額負担額）	2. 利用者負担金収益
特定障害者特別給付費、特定入所障害児食費等給付費の代理受領分	3. 補足給付費収益
食費・光熱費・医療費・日用品等の実費相当分（本人負担）の利用料	4. 特定費用収益
障害児施設等の措置に係る収益	5. 措置費収益
施設等の運営費補助金	6. 運営費収益
地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援等）、委託相談支援事業等による収益	9. 受託事業・補助事業収益

科 目		令和5年度決算期数値					令和6年度決算期数値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		金 額					金 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		億	百万	千	円		億	百万	千	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
事業活動収益（収入）（続き）		⑤放課後等デイサービス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

・利用者負担金収益（食費・光熱費・医療費・日用品費等を除く定額負担額）をサービス種類別に記入してください。

・特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費及び特定入所障害児食費等給付費の代理受領分を記入してください。

・食費・光熱費・医療費・日用品等、利用者本人から実費相当分として直接支払いを受ける利用料を記入してください。

・措置費支弁対象施設における措置費収入（事務費及び事業費の合計）の金額を記入してください。

※食費・光熱費・医療費・日用品費等、利用者本人から実費相当分として直接支払いを受ける利用料については、「4. 特定費用収益」に記入してください。

・運営費補助金対象施設における運営費収益の金額を記入してください。

事業活動収益（収入）の科目の説明

調査票の科目	社会福祉法人会計	病院会計	企業会計等
1 自立支援給付費等収益（収入）	「障害福祉サービス等事業収益」の「自立支援給付費収益」及び「障害児施設給付費収益」に計上するもの	「医療・介護収益」または「医療外収益」に計上する収益のうち、障害福祉サービス等事業の給付費に該当するもの	「経常収益」「営業収益」等に計上する収益のうち、障害福祉サービス等事業の給付費に該当するもの
2 利用者負担金収益（収入）	「障害福祉サービス等事業収益」の「利用者負担金収益」に計上する収益 「児童福祉事業収益」の「私的契約利用料収益」に計上する収益で障害児入所施設に該当するもの	「医療・介護収益」または「医療外収益」に計上する収益のうち、障害福祉サービス等事業の利用料、利用者負担金に該当するもの	「経常収益」「営業収益」等に計上する収益のうち、障害福祉サービス等事業の利用料、利用者負担金に該当するもの
3 補足給付費収益（収入）	「障害福祉サービス等事業収益」の「補足給付費収益」に計上する収益	「医療・介護収益」または「医療外収益」に計上する収益のうち、障害福祉サービス等事業の給付費の中で補足給付費に該当するもの	「経常収益」「営業収益」等に計上する収益のうち、障害福祉サービス等事業の給付費の中で補足給付費に該当するもの
4 特定費用収益（収入）	「障害福祉サービス等事業収益」の「特定費用収益」に計上する収益	「医療・介護収益」または「医療外収益」に計上する収益のうち、障害福祉サービス等事業の利用料、利用者負担金の中で特定費用（食費等の実費負担分）に該当するもの	「経常収益」「営業収益」等に計上する収益のうち、障害福祉サービス等事業の利用料、利用者負担金の中で特定費用（食費等の実費負担分）に該当するもの
5 措置費収益（収入）	「児童福祉事業収益」の「措置費収益」に計上する収益で障害児施設に該当するもの	「医療・介護収益」または「医療外収益」に計上する収益のうち、障害児施設の措置費に該当するもの	「経常収益」「営業収益」等に計上する収益のうち、障害児施設の措置費に該当するもの
6 運営費収益（収入）	「障害福祉サービス等事業収益」の「その他の事業収益」に計上する収益で運営費補助金に該当するもの 「児童福祉事業収益」の「その他の事業収益」に計上する収益で障害児施設の運営費補助金に該当するもの	「医療・介護収益」または「医療外収益」に計上する収益のうち、運営費補助金に該当するもの	「経常収益」「営業収益」等に計上する収益のうち、運営費補助金に該当するもの
7 就労継続支援 A 型利用者分に係る雇用関係助成金等の収益（収入）	雇用関係助成金等の収益のうち、就労継続支援 A 型利用者分に該当するもの （「その他のサービス活動外収益」の「雑収益」等に計上している場合も含む）	雇用関係助成金等の収益のうち、就労継続支援 A 型利用者分に該当するもの（「医療外収益」の「雑収益」等に計上している場合も含む）	雇用関係助成金等の収益のうち、就労継続支援 A 型利用者分に該当するもの（「営業外収益」等の「雑収益」等に計上している場合も含む）
8 補助金収益（収入）	「障害福祉サービス等事業収益」の「その他の事業収益」に計上する収益で補助金収益に該当するもの 「その他の収益」に計上する収益で補助金、助成金等に該当するもの（6・7・9を除く）	「医療・介護収益」または「医療外収益」に計上する収益のうち、補助金、助成金等の収益に該当するもの（6・7・9を除く）	「経常収益」「営業収益」等に計上する収益のうち、補助金、助成金等の収益に該当するもの（6・7・9を除く）
9 受託事業・補助事業収益（収入）	「障害福祉サービス等事業収益」の「その他の事業収益」に計上する収益で地域生活支援事業等の収益に該当するもの	「医療・介護収益」または「医療外収益」に計上する収益のうち、地域生活支援事業等の事業収益に該当するもの	「経常収益」「営業収益」等に計上する収益のうち、地域生活支援事業等の事業収益に該当するもの
10 障害福祉サービス以外の事業による収益（収入）	「障害福祉サービス等事業収益」以外の各種事業収益に該当するもの	「医療・介護収益」または「医療外収益」に計上する収益のうち、障害福祉の事業以外の事業の収益に該当するもの	「経常収益」「営業収益」等に計上する収益のうち、障害福祉の事業以外の事業の収益に該当するもの
11 その他の収益（収入）	「経常経費寄附金収益」「その他の収益」等で上記収益に属さないもの	「医療・介護収益」または「医療外収益」に計上する収益のうち、会費収益、寄付金収益、雑収益など上記収益に属さないもの	「経常収益」「営業収益」等に計上する収益のうち、会費収益、寄付金収益、雑収益など上記収益に属さないもの

調査票12ページ（問9 法人本部における繰入金収支の状況）

○ 問9は、調査対象サービスが属する会計の区分について、法人本部を繰入先・繰入元とする繰入金の収支をお聞きする質問です。この欄は、原則として、令和5・6年度の決算関係書類のうち、資金収支計算書、キャッシュフロー計算書等における繰入金明細書等をベースに記入いただくことを想定しています。

- ・ 該当する費目がない場合は、回答の必要はありません。

問9. 法人本部において、以下の収入および支出（法人本部を拠点とする拠点区分間繰入金）がある場合、金額を記入してください。

科 目	令和5年度決算期数値								令和6年度決算期数値							
	金 額								金 額							
	億	百万	千	円					億	百万	千	円				
法人本部を繰入先とし、本部以外の拠点区分を繰入元とするもの			8	9	1	2	0	0	0			7	0	0	0	0
法人本部以外の拠点区分を繰入先とし、本部を繰入元とするもの			2	3	6	0	0	0	0							0

- ・ 繰入金明細書等に、法人本部との繰入金収支を計上している場合、法人本部への繰入、法人本部からの繰入それぞれについて金額を記入してください。

調査票13～18ページ（問10 事業活動費用（支出）及び事業活動外収支・特別収支）

○ 問10は、調査対象サービスが属する会計の区分の事業活動費用（支出）等をお聞きする質問です。

- ・ 調査対象サービスが属する会計の区分についての事業活動費用（支出）を記入してください。**したがって、同一の会計の区分に介護保険事業や医療保険事業等、障害福祉サービス等事業以外が含まれる場合は、これも含めた金額を記入してください。**
- ・ この欄は、原則として、法人が作成されている令和5・6年度の決算関係書類（例：事業活動収支計算書、損益計算書等）をベースに記入いただくことを想定しています。
- ・ 調査票の科目に合わせるのが難しい場合、複数科目の合算値を特定の科目に合計値としてくり記入するのではなく、個別にお問い合わせください。
- ・ 各支出項目において消費税等が別途計上されている場合でも、各項目は税込み方式（各支出費目に消費税等を含めた額）で記入してください。
- ・ **記入欄は、主な会計基準に合わせたものを複数用意しています。採用している会計基準に該当する記入欄を使用してください。**

問10. 事業活動費用（支出）及び事業活動外収支・特別収支

○ 事業活動費用（支出）等について、採用している会計基準に該当するページに記入してください。

会計基準	①社会福祉法人会計	②病院会計	③企業会計、NPO会計、その他の会計
該当ページ	13ページ	15ページ	17ページ

調査専用ホームページに、事業収支の回答を補助するツールを用意しています。ぜひご利用をご検討ください。

※以下の記入例は、社会福祉法人会計基準に基づく記入欄で説明しています。他の記入欄を使う場合は、適宜読み替えてご参照ください。

- ・人件費支出（役員報酬、職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、退職共済掛金、法定福利費）の金額を記入してください。
- ・就労支援事業・授産事業の工賃・賃金は含みません。

・派遣職員を雇い入れている場合には、その費用（派遣元への支払額）を記入してください。

- ・事務等に係る水道光熱費を記入してください。
- ・直接事業で用いる水道光熱費は、「3. 事業費（4）水道光熱費」に記入してください。

科 目	令和5年度決算期数値										令和6年度決算期数値									
	金 額										金 額									
	億	百万	千	円							億	百万	千	円						
1. 人件費		8	6	3	2	4	0	0	0			8	8	1	0	0	0	0	0	
うち派遣職員費		2	5	0	5	0	0	0	0			2	6	7	0	0	0	0	0	
2. 事務費		1	1	4	0	2	0	0	0			1	1	3	3	0	0	0	0	
(1) 福利厚生費			3	2	1	6	0	0	0				3	2	1	0	0	0	0	
(2) 旅費交通費				4	4	4	0	0	0					4	4	0	0	0	0	
(3) 研修研究費				2	0	0	0	0	0					2	5	0	0	0	0	
(4) 事務消耗品費				7	2	8	0	0	0					7	1	0	0	0	0	
(5) 印刷製本費																				
(6) 水道光熱費				8	6	9	0	0	0					8	7	0	0	0	0	
(7) 燃料費																				
(8) 修繕費				1	0	0	0	0	0					1	0	0	0	0	0	
(9) 通信運搬費				5	5	6	0	0	0					5	7	0	0	0	0	
(10) 広報費																				
(11) 業務委託費				3	4	0	0	0	0					3	3	0	0	0	0	
① 給食委託費																				
② 送迎委託費																				
③ 清掃委託費				3	4	0	0	0	0					3	3	0	0	0	0	
④ その他委託費（①～③に該当しないもの）																				
(12) 保険料																				
(13) 賃借料				9	5	0	0	0	0					9	5	0	0	0	0	
① 設備器械				9	5	0	0	0	0					9	5	0	0	0	0	
② その他の賃借料（①に該当しないもの）																				
(14) 土地・建物賃借料																				
① 土地																				
② 建物及び建物付属設備																				
(15) 租税公課				6	5	0	0	0	0					6	5	0	0	0	0	
(16) 保守料																				
(17) 雑費																				
(18) その他経費（(1)～(17)に該当しないもの）				2	8	9	0	0	0					2	8	0	0	0	0	

- ・火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用を記入してください。

- ・租税公課（固定資産税、自動車税、印紙税等の税金・課金等）を記入してください。

- ・入所者、通所者、職員用給食を委託した場合の費用を記入してください。材料の仕入れから全面的に外部委託している場合には、給食材料費を含めて委託費としてください。

- ・費用のうち（1）～（17）に該当しないものを記入してください。

※派遣職員費の計上科目について

- ・社会福祉法人会計では、派遣職員費は「人件費」に計上してください。病院会計、企業会計等で回答いただく場合、法人で人件費として処理されている分は「人件費」、業務委託費として処理されている分は「委託費」に計上してください。

- ・給食業務の委託の有無に関わらず、給食材料費を計上している場合は記入してください。
- ・給食材料の仕入れも含めて委託している場合は、「2.事務費(11)①給食委託費」に記入してください。

科 目		令和5年度決算期数値						令和6年度決算期数値					
		金 額						金 額					
		億	百万	千	円			億	百万	千	円		
サービス活動費用(続き)	3. 事業費		4	1	8	3	0	0	0	0	0		
	(1) 給食費		5	5	5	0	0	0	0	0	0		
	(2) 介護用品費												
	(3) 保健衛生費		2	4	4	0	0	0	0	0	0		
	(4) 水道光熱費		1	1	6	2	0	0	0	0	0		
	(5) 燃料費		7	6	9	0	0	0	0	0	0		
	(6) 消耗器具備品費		8	6	3	0	0	0	0	0	0		
	(7) 保険料		5	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(8) 賃借料												
	① 設備器械												
	② その他の賃借料 (①に該当しないもの)												
	(9) 車輦費												
	(10) 雑費												
	(11) その他経費((1)～(10)に該当しないもの)		9	0	0	0	0						
	4. 減価償却費		1	2	0	0	0	0	0	0	0		
	(1) 建物及び建物付属設備減価償却費		1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) その他の減価償却費		2	0	0	0	0	0	0	0	0		
	5. 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲	1	6	8	5	0	0	0	0	0	▲	
	6. 徴収不能額												
	7. 徴収不能引当金繰入												
	8. 就労支援事業費用		1	2	5	6	0						
	9. 授産事業費用												
	10. その他費用 ※1～9以外の費用の合計額を記入		3	0	0	0	0						
	サービス活動費用計(1～10の合計)		1	0	2	9	8	0	0	0	0		
	うち人材紹介手数料		2	5	0	0	0	0	0	0	0		
	うち介護テクノロジーの保守・点検等に係る費用		1	8	0	0	0						
	サービス活動外収益												
	うち借入金利息補助金収益												
	サービス活動外費用		8	0	0	0	0						
	うち支払利息		8	0	0	0	0						
	特別収益												
	うち事業区分間繰入金収益												
	うち拠点区分間繰入金収益												
	うち法人本部からの繰入金収益												
	特別費用		5	0	0	0	0	0					
	うち事業区分間繰入金費用												
	うち拠点区分間繰入金費用		5	0	0	0	0	0					
	うち法人本部への繰入金費用		5	0	0	0	0	0					
	うち法人本部に帰属する費用: 役員報酬・退職金手当等の運営費に限る(他の事業のための費用等を除く) ※特になし場合は0と記載し、金額が分からない場合は空欄としてください。		2	5	0	0	0	0					

・1～9のいずれにも該当しない費用を記入してください。

・事業費のうち(1)～(10)に該当しないものを記入してください。

・国庫補助金等特別積立金取崩の計上があれば、その金額をマイナス計上してください。

・就労支援事業・授産事業に係る費用(就労支援事業販売原価および就労支援事業販管費等)の金額を記入してください。工賃・賃金も含まれます。

・サービス活動費用に、職員の採用に伴って人材紹介会社等に支払った手数料等が含まれている場合、その金額を記入してください。

・サービス活動費用に、介護テクノロジー機器の運用(保守・点検等)に係る費用が含まれている場合、その金額を記入してください。導入時の初期費用は含めないでください。(機器については12ページ参照)

科 目	説 明	備 考
サービス活動外収益	・借入金利息補助金など、サービス活動外収益額を記入してください。	・病院会計では「医業・介護外収益」、企業会計等では「営業外収益」が該当します。
サービス活動外費用	・支払利息など、サービス活動外費用額を記入してください。	・病院会計では「医業・介護外費用」、企業会計等では「営業外費用」が該当します。

【補助金収入について】

- ・ 病院会計、企業会計等で、補助金収入（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、物価高騰対策関連の補助金）を事業外収益として計上する場合は、問10の該当する回答欄に記入してください。
- ・ なお、当該補助金について、問8（事業活動収益）の該当欄で回答いただいた場合は、こちらの回答欄に記入いただく必要はありません。（いずれかの回答欄のみを使用し、重複計上はしないでください。）

（病院会計の記入欄）

科 目	令和5年度決算期数値				令和6年度決算期数値			
	金 額				金 額			
	億	百万	千	円	億	百万	千	円
医業・介護外収益								
1. 受取利息・配当金								
2. 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金								
3. 物価高騰対策関連の補助金								
4. その他の医業・介護外収益（1～3に該当しないもの）								
医業・介護外費用								
1. 支払利息								
2. 徴収不能額								
3. その他の医業・介護外費用（1、2に該当しないもの）								
臨時収益								
臨時費用								
税金								

（企業会計等の記入欄）

科 目	令和5年度決算期数値				令和6年度決算期数値			
	金 額				金 額			
	億	百万	千	円	億	百万	千	円
営業外収益								
1. 受取利息								
2. 受取配当金								
3. 補助金収入								
(1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金								
(2) 物価高騰対策関連の補助金								
(3) その他の補助金								
4. その他の営業外収益（1～3に該当しないもの）								
営業外費用								
1. 支払利息								
2. 徴収不能額								
3. その他の営業外費用（1、2に該当しないもの）								
特別利益								
特別損失								
法人税、住民税及び事業税								

